## 女川原子力発電所 2 号炉

実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第 5 条第 2 項第 11 号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について比較表

2022年4月
東北電力株式会社



| 島根原子力発電所 2 号炉 適合性審査（2021年9月6日版） | 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス | 差異理由 |
| :---: | :---: | :---: |
| 設置変更許可申請書 添付書類十一の記載内容について |  | －記載表現の相違 |

1．はじめに
令和2年4月1日に施行された実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則（以下，「実用炉規則」という。）第 5 条第 2 項に，設置変更許可本文十一号（以下「本文十一号」という。）の説明資料として，添付書類十一「変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理 に必要な体制の整備に関する説明書」（以下「添付書類十一」という。）が新たに追加されたことか ら，当該添付書類の記載方針について，以下のとおり検討を行った。

## 2．記載方針

添付書類十一の記載事項については，以下に示す「発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド」（以下「設置許可ガイド」という。）を参考に，令和2年4月1日に届出を実施し た本文十一号に基づく「設置許可申請に当たつて実施した設計活動に係る品質管理の実績」，「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法」および「組織等」を記載する。

ただし，設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績のらち，「原子力利用 における安全対策の強化のための核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部 を改正する法律」に基づき変更認可された原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務は，本文十一号に基づくものではないことから，「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務の実績については，活動実績に応じて記載する。

なお，令和 2 年 4 月 1 日に届出を実施した本文十一号について，変更となる事項は無い。

## 【設置許可ガイド】抜粋

（6）実用炉則第3条第2項の書類は，次のとおりとする。なお，実用炉則第5条第2項及び第 7条第3項の添付書類についても準用する。
4）同項第 11 号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」は，設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及び その後の工事等の活動に係る品質管理の方法，組織等を説明した書類をいう。

1．はじめに
令和 2 年 4 月 1 日に施行された「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則」（以下，「実用炉規則」という。）第 5 条第 2 項に，設置変更許可本文十一号（以下，「本文十一号」という。）の説明資料として，添付書類十一「変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」（以下，「添付書類十一」という。）が新たに追加されたこ とから，当該添付書類の記載方針について，以下のとおり検討を行った。

## 2．記載方針

添付書類十一の記載事項については，以下に示す「発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド」（以下，「設置許可ガイド」という。）を参考に，令和 2 年 4 月 1 日に届出を実施し た本文十一号に基づく「設置許可申請に当たつて実施した設計活動に係る品質管理の実績」，「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法」及び「組織等」を記載する。
ただし，本申請における設計及び調達に係る実績のらち，「原子力利用における安全対策の強化 のための核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づ き変更認可された発電用原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務は，設置許可本文十一号に基づくものではないことから，その活動実績に応じて記載する。

なお，令和 2 年 4 月 1 日に届出を実施した本文十一号について，変更となる事項はない。

参考

## 【設置許可ガイド】抜粋

（6）実用炉則第 3 条第 2 項の書類は，次のとおりとする。なお，実用炉則第 5 条第 2 項及び第 7 条第3項の添付書類についても準用する。
4）同項第 11 号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備 に関する説明書」は，設置許可申請に当たつて実施した設計活動に係る品質管理の実績及びそ の後の工事等の活動に係る品質管理の方法，組織等を説明した書類をいう
－記載表現の相違

記載表現の相違


|  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 吅 |  | ， |  |  |  |
| 䂞 |  | ， |  |  |  |



記載表現の相違 －組織体制の相違












|  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

